

令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会は、全部公開（撮影は一部非公開）とします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和5年8月10日（木）午前11時30分から
- 2 場 所 長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）
- 3 議 題
 - (1) 長崎県最低賃金専門部会報告
 - (2) 長崎県最低賃金の改正について（答申）
 - (3) その他
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、別紙1「令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
また、本審議会については、一部を除き写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。
希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。
申込締切日は、令和5年8月9日（水）17時15分必着です。
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
 - (3) 当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 そ の 他
 - (1) 傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

<注>

現在、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会において、長崎県最低賃金の改正決定についての調査審議を行っているところですが、その調査審議の状況次第では、当日の審議会が開催できずに延期されることがあります。

その場合は、傍聴等申し込まれた方に個々にご連絡します。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

(担当) 室長補佐 木場 孝行

電話 : 095-801-0033

電子メール : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

長崎労働局 労働基準部 賃金室 あて

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書

郵便番号		電話番号	
所在地又は住所			
所属団体又は勤務先			
氏	名		

※ 窓口に持参された場合を除き、書面到着の旨を当方よりご連絡いたします。

事務局確認欄

審議会傍聴に当たっての遵守事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下についてご協力願います。

- ・当日は手洗い等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指消毒にご利用ください。
- ・以下に該当する場合には、傍聴をお控えいただくようお願いします。
○感染者と濃厚接触をした方 ○発熱等の風邪症状が見られる方

- 1 傍聴席は指定していますので、みだりに自席を離れないでください。
 - 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - 3 携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
 - 4 写真撮影やビデオカメラ、ICレコーダー等の使用はご遠慮ください。
(あらかじめ申し込まれた場合は、写真撮影などをすることができます。)
 - 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
 - 6 審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
 - 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕及び拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
 - 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン及び腕章等は会場内で着用しないでください。
 - 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
 - 10 その他、長崎地方最低賃金審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いします。
- * これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退出を命じることがあります。